

魚沼民商だより

2017年
10月23日
第2075号

〒946-0032

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話 025(792)9064
e-mail: umhsyo@rose.ocn.ne.jp

総選挙・消費税10%増税とインボイス制度セツトが狙いです

今月に入り、関東信越国税局文書照会センターから「消費税に関する届出」についてのお尋ね「が納税者に届き、相談にきています。



内容は平成27年分の課税売上高が1000万円以下となった場合は「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を10月*末日迄に提出してください。又は平成28年分の課税売上高が1000万円超えた場合は「消費税課税事業者届出書」を10月*末日迄に提出してくださいとのことです。

みなさん、ご存じでしょうか。消費税10%増税と同時に、「複数(軽減)税率」(※8%、10%の2種)の導入が狙われています。さらに「インボイス制度」(適格請求書)が義務付けられることから、約500万の免税業者(※消費税申告者でない方)が取引から排除される危険があります。

このことから「10%増税はえらいこと」「商売やめる」と言っているようなもの。「免税業者でも、消費税は関係ない」と言ってられない「と」言うことです。消費税について、どんなに理由があろうが憲法違反の税法であり、**自営業者つぶしの悪税です。**

【増税凍結】
■希望「景気回復を確実にするため凍結」
■立憲「直ちにできない」
■維新「凍結し身を切る改革」
■「こころ」当分の間停止
【増税反対】
◎共産「中止」
◎社民「反対」
投票日は10月22日です。
この選挙の投票は「選挙区は野党統一候補、比例は消費税増税中止の政党」ではないでしょうか。
みなさん、選挙に行こうと声を掛け合いましょう。

広神の佐藤さん、2つの署名・50署名を達成

私たち民主商工会は、2つの署名「消費税再増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める署名」「安倍9条改憲NO!全国統一署名」を10署名達成した場合はテッシュBOX1箱、50署名達成した場合はテッシュBOX10箱を贈呈することを決めました。

早速、広神の佐藤さんは2つの署名20枚を事務所へ届けてきました。さすが佐藤さんです。見事テッシュBOX10箱を獲得致しました。

今、商工新聞読者を増やそうと頑張っています

今月に入り、商工新聞読者が5名増えていきます。前号でも紹介しました六日町支部の行動で読者4名増えました。そして小千谷支部でも杵渕政浩さんが読者1名増やしています。



ぜひあなたからも知り合いの業者を紹介してください。

秋の宣伝、宣伝カーの運行を始めます

10月23日から小千谷支部を皮切りに「宣伝カー」が運行されます。運行期間は32日間です。

平成29年分から医療費控除の記載が変わります

近年、所得税の確定申告書で、「医療費控除」を受けている申告納税者が増えています。先月、国税庁は平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要と発表しました。

※平成29年分から平成31年分までの3年間は、医療費の領収書の添付又は提示によることもできるとなっています。今まで領収書を添付し、その合計額をもとに計算して控除額を記載すればよかったものが、これからは「氏名」「病院」「医療費の額」と、必ず分別作業をしなければなりません。

みなさん、集まりのなかで自主計算について話し合いましょう。

2面もご覧下さい!

法律相談のお知らせ

日時 11月16日(木) 午後1時より

会場 民商事務所 大澤 理尋 先生 (新潟中央法律事務所)

相談料 3,000円

※事前の予約制です。早めに民商事務所までご連絡ください。